

次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度に係る 効果検証研究会 開催要綱

1 開催目的

平成 26 年度までの時限立法である次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第 2 条において、「政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

このため、学識経験者からなる研究会を開催し、次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度について、施行の効果検証を行う。

2 検討事項

- (1) 次世代法の施行状況
- (2) 次世代法の効果検証
- (3) 今後の課題等

3 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本研究会の議事については、別に本研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課において行う。

4 スケジュール(案)

平成 25 年

- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 第 1 回 | 6 月 20 日 | ・次世代法の施行状況等について
・今後の研究会の進め方について |
| 第 2 回 | 7 月 30 日 | ・効果検証(労使、企業ヒアリング) |
| 第 3 回 | 8 月下旬 | ・効果検証結果及び今後の課題について
・報告書(案) |